

工事請負契約の変更について

工事請負に関し、次のように契約を変更する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 一般県道池上インター線池上インター橋橋梁下部工（P 1 4）  
工事
- 2 請 負 金 額 「311,988,389円」を  
「368,118,470円」に変更
- 3 契約の相手方 昇・公栄建設工事共同企業体  
代表者 熊本市北区徳王1丁目1番46号  
昇建設 株式会社  
代表取締役 古賀 順二  
  
熊本市北区徳王1丁目1番47号  
公栄設備工業 株式会社  
代表取締役 井上 芳信

（提出理由）

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。